

【ABC 消費者情報 Vol. 58】

◎「火災保険を使った無料の屋根修理」の勧誘に注意

「台風などで壊れた屋根を火災保険で修理できる」と勧誘する住宅修理工事についての相談が寄せられています。

■相談事例

○業者がチラシを持参して訪問してきた。「台風などで壊れた屋根は火災保険で修理できる。保険の申請から修理工事まで当社でサポートする。手数料は、給付された保険金から受け取るので、料金は1円も負担する必要はない」と書かれている。

○自分は契約するつもりはないが、地域を勧誘してまわっている様子なので、トラブルにならないか心配だ。

■アドバイス

○修理工事の契約を結ばせることを目的に、自然災害による住宅の損害が、火災保険の対象になる場合があることを強調して勧誘する手口です。

○他県では、いったん契約した後、解約しようとしたら、多額の解約料を請求されたトラブルや契約をしたものの工事がずさんだった、保険金がおりなかったというトラブルもあるようです。

○自然災害で住宅が損害を受けたときは、まず自分で保険会社に保険の対象になるか確認し、工事が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取るなどして、慎重に施工業者を選ぶようにしましょう。

○困ったときは消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611